

平成20年12月22日
住友生命保険相互会社

裁判員休暇の新設について

住友生命保険相互会社（社長 佐藤義雄）は、裁判員制度が平成21年5月21日から始まるにあたり、CSRの観点から当社職員が裁判員としての公的役割を果たすことができる環境を整備するべく、裁判員休暇を新設いたします。

また、今後全従業員に対し、裁判員制度および本休暇について周知していくとともに、裁判員候補者になった従業員にはよりきめ細かくサポートをしていくことで、裁判員制度の円滑な運営に協力してまいります。

記

1. 対象者
パートタイマーを含めた全従業員
2. 付与日数
裁判員候補者、裁判員、補充裁判員として必要な期間（上限なし）
3. 休暇の性格
年次有給休暇とは別枠の特別休暇（100%有給）
4. 実施時期
平成21年4月1日から

以 上